

有料老人ホームにおける

情報開示一覧表の提出について



こういった場合、情報開示一覧表の提出が必要です

● 堺市への届出内容に変更が生じた場合

家賃や建物構造等なんらかの変更が生じた場合、変更届とともに情報開示一覧表も併せて提出して下さい。

● 1年に1度、堺市へ定期報告を行う場合

有料老人ホームの情報開示に資するため、毎年7月1日時点の施設情報を堺市へ報告する際に提出して下さい。

書式について

情報開示一覧表の書式は、堺市ホームページからダウンロード出来ます。

【堺市ホームページにおける情報開示一覧表掲載箇所】

堺市ホームページ⇒健康・福祉⇒福祉・介護⇒高齢者福祉⇒有料老人ホーム(事業者用)⇒情報開示一覧表

<http://www.city.sakai.lg.jp/kenko/fukushikaigo/koreishafukushi/yuryorojinhome.html>

※平成28年4月1日より、書式が一部変更となっておりますのでご注意ください。

提出方法

郵送もしくは持参する場合

- **提出先** 堺市 健康福祉局 長寿社会部 介護事業者課
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所 本館8階

電子メールで提出する場合

- **メールアドレス** kaiji@city.sakai.lg.jp

? Q&A

- 家賃を変更しました。変更届を提出したのですが、堺市のホームページに記載されている施設の情報はいつ更新されますか？ また、変更内容はどのように反映されますか？
- 変更届の提出と同時に情報開示一覧表を提出された場合、ひと月毎に更新されます。また、ご提出頂いた情報開示一覧表がそのままホームページに掲載されますので、記載内容はお間違いのないよう十分ご注意ください。
- 届出内容に変更が生じた場合、すべての変更につき情報開示一覧表を提出しないといけないのですか？
- すべてではありません。情報開示一覧表が必要となる場合の変更に対してのみ提出が必要です。詳しくは裏面『堺市有料老人ホーム事業変更届提出書類一覧』をご覧ください。

【このご案内に関するお問い合わせ先は下記へ】

〒590-0078

堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所 本館8階

堺市 健康福祉局 長寿社会部 介護事業者課

【TEL】072-228-7348 【FAX】072-228-7481



堺市有料老人ホーム事業変更届提出書類一覧

【届出について】

- 届出事項に変更が生じた場合は、1カ月以内に「有料老人ホーム事業変更届出書」と以下の必要書類を併せて提出してください。
- 提出にあたっては、事前に電話で日時をご予約の上、来庁により提出してください。なお事前にお知らせいただければ郵送による提出も可能です。（郵送による提出で控えが必要な場合は、返信用の封筒に切手を貼って返送先住所・宛名を明記したものを同封してください。）
- 施設建物の構造・設備・構造等の変更については、変更届出書を提出する前に事前協議を行ってください。

【提出書類】

- 内容によっては必要となる書類が変わることがあります（以下の表を参考にしてください）。
- 法人登記簿謄本・契約書等の写しには、必ず法人代表者名で原本証明を行ってください。

変更事項	添付書類	届出期限
施設の名称・所在地	契約書、重要事項説明書、登記簿、 情報開示一覧表	変更後、1カ月以内
設置者(申請者)の名称・所在地	契約書、重要事項説明書、登記簿、 情報開示一覧表	同上
法人代表者・役員	経歴書、重要事項説明書	同上
施設長	経歴書、 重要事項説明書	同上
定款	定款	同上
契約書	契約書、 重要事項説明書 、 情報開示一覧表	同上
管理規定	管理規定 、 重要事項説明書 、 情報開示一覧表	同上
重要事項説明書	重要事項説明書 、 情報開示一覧表	同上
利用料・一時金等の入居者の費用負担額	契約書、重要事項説明書、 情報開示一覧表	同上
一時金の保全措置の内容	契約書、重要事項説明書、保全措置を証する書面、 情報開示一覧表	同上
介護サービスの内容	契約書、重要事項説明書	同上
医療施設との連携の内容	契約書、重要事項説明書、医療機関との協定書	同上
建物の規模及び構造並びに設備の概要	施設平面図及び変更内容のわかる書類(変更前と変更後のもの)、 情報開示一覧表	堺市との事前協議が必要ですので、変更前にご連絡ください。
入居定員及び居室数	施設平面図(変更前と変更後のもの)、 情報開示一覧表	同上
上記以外	別途ご相談ください。	